

## 特記仕様書

### 1 事業名称

宍粟市指定文化財山崎藩陣屋門と左右の土塀保存修理

### 2 事業場所

兵庫県宍粟市山崎町鹿沢地内（本多公園内） 山崎藩陣屋門と左右の土塀

[用途地域等]

区分等	内容
名称	本多公園（都市計画公園）
都市計画区域	山崎都市計画区域
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
その他	周知の埋蔵文化財包蔵地（鹿沢城跡 遺跡地区№.530113）

### 3 対象文化財

- (1) 文化財名称 山崎藩陣屋門と左右の土塀
- (2) 指定等区分 宍粟市指定有形文化財（建造物）
- (3) 所有管理者 宍粟市・宍粟市教育委員会

[建物履歴等]

年代	内容
19 世紀中頃	陣屋門（通称「紙屋門」）推定建築時期（土塀は門以前の築造）
昭和 60 年 2 月	宍粟郡山崎町指定文化財（平成 17 年 4 月宍粟市指定）
平成 23 年 3 月	陣屋門部分を全解体修理

### 4 事業期間

契約日の翌日から令和 8 年 12 月 18 日まで

### 5 施工条件

作業時間は、原則として午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間とする。

### 6 事業目的

本事業は、宍粟市指定有形文化財（建造物）である山崎藩陣屋門と左右の土塀について、経年劣化による瓦の破損、雨水浸入、壁土の剥落、漆喰の浮き・剥離、木部腐朽から保存上の支障が生じているため、文化財としての価値を損なわないよう、既存の形状、材料、工法及び意匠を尊重し、保存修理を行うものである。

## 7 事業内容

### (1) 基本条件

本事業は、文化財の保存を目的とする修繕工事であり、現状保存、既存部材の保存、再用を基本とし、施工は可能な限り伝統的工法に倣うものとする。

#### ア 施工者

施工者は、文化財保存修理の経験を有する者とする。

#### イ 使用材料

旧・既存部材の撤去、取替え、新材補足は、腐朽、破損、欠損等により保存上又は安全上やむを得ない部分に限る。新材補足する場合は、既存部材と同種又は同等の材質、寸法、形状、色調、仕上げとし、見え隠れ部分に刻印又は焼印、墨書等の方法により修理年号を記すこと。

#### ウ 工事範囲

修繕工事の範囲は設計図書に示す箇所とするが、位置等には多少の異動があるものとする。

#### エ 施工条件

工事現場直近への車両の進入は不可能であるため、作業車両は市立図書館南側又は北側の駐車場を利用して材料等の搬入を行うこと。搬入した材料等は、発注者の指示する場所に整理して仮置きすること。

### (2) 仮設工事

仮設工事は、文化財本体及び周辺環境を損傷しないよう必要最小限の範囲で行うものとする。

#### ア 直接仮設

作業に要する仮設足場を設置すること。また、施工中及び乾燥養生中は、必要に応じて仮屋根又はシート養生を行うこと。

#### イ 共通仮設

工事現場に仮囲い、立入禁止表示等を設置し、近隣住民、通行人等の安全確保に十分配慮すること。特に同現場は都市公園内にあり、付近に市立山崎小学校、山崎西中学校、市立図書館等の公共施設が位置するため、公園利用者及び子ども等の現場への立入がないよう注意すること。

### (3) 屋根工事

屋根工事は、設計図書に示す範囲のうち、瓦の欠損、破損の著しい部分、雨水侵入の恐れがある部分を優先して実施する。工法は以下を基準とする。

#### ア 瓦葺き

(ア) 瓦はつとめて再利用して葺き直すことを原則とする。

(イ) 軒丸瓦は、破損、欠損等により再利用に堪えない場合は差し替えること。

差替え瓦は、現存中で古体を示す立葵紋瓦から箔をとり新調すること。新調本数は60本とし、残余が生じた場合は発注者の指示する場所に保管すること。

(ウ) その他、平瓦、半丸瓦、熨斗瓦等で取替・補足する瓦は、事前に発注者に確認のうえ、既存瓦に近い形状、寸法、色調の既製品を使用して差支えない。

(エ) 葺き方、勾配、軒先の出、棟納まりは、支障ない限り既存に倣うこと。

(オ) 雨水が壁体内へ浸入しないよう、棟部、端部、取合部を確実に納めること。

#### イ 葺土・下地・面戸

(ア) 葺土の量、厚さ、締固めは、瓦の安定及び雨仕舞に支障のないよう施工すること。葺土には、繊維・不凍液を混合した南蛮漆喰（湿式）を使用して差支えない。

(イ) 棟下地は瓦敷き土葺きとみられるが、もし野地板を認めた場合は、発注者と協議し、旧状に即して修理すること。

(ウ) 面戸漆喰には、南蛮漆喰を使用して差支えない。

#### (4) 左官工事

左官工事は、設計図書に示す範囲のうち、壁面の崩落箇所及び、ひび割れ・浮き・剥離による損傷箇所において実施する。

工法は以下を基準とし、崩落箇所は次のア～オ、ひび割れ・浮き・剥離箇所については力によるものとする。

##### ア 剥離・撤去

既存壁面の表層以下、中塗り、班直し土の剥離・撤去については、劣化の範囲と深さ、健全な部分との境界を適切に判断して作業を進めること。なお、躯体・荒壁の損傷が著しい場合は、土壁の性状、粒度、粘性、色調を確認し、現状に近いものを使用して補修すること。

##### イ 大班直し

不陸をならして壁の厚みを均一に整えること。

施工後は寸法が安定するまで十分な乾燥期間を確保すること。

##### ウ 中塗り

荒壁の乾燥及び安定を確認した後に施工すること。

ひび割れ止めとして寒冷紗を貼り付け、塗りこめること。

##### エ 砂漆喰塗り

中塗りの上に漆喰に砂を加えた砂漆喰を塗り付けること。厚さは3mm程度とする。

漆喰には、海藻糊にスサを混ぜ、消石灰等を加えた本漆喰を用いること。

##### オ 漆喰塗り・仕上げ

砂漆喰の乾き具合をみて漆喰塗り・仕上げを行うこと。厚さは3mm程度とする。

既存漆喰との取り合い部は、雨水が浸入しないようにすること。

漆喰には、本漆喰を用いること。

##### カ 亀裂・浮き・剥離補修

壁面の亀裂、浮き、剥離箇所は、状況に応じて漆喰の挿入、塗りこめ、差し土等により補修すること。使用材料・工法は前5号の例による。

#### (5) 木工事

木工事は、既存材の保存を基本とし、可能な限り建造時代の工法・技法を考慮して実施すること。新材補足する場合は1年以上乾燥させた材を使用し、周囲と調和するよう古色処理を施すこと。また、必要に応じて防腐・防蟻剤を2度刷毛塗りすること。

#### (6) 雑工事等

##### ア 設備等の使用

工事に電力・用水を必要とする場合は、山崎歴史民俗資料館の電源（単相交流）・水栓より支給するので、適宜導線・配管を延長して使用すること。

##### イ 付着植物等の除去

屋根及び壁面に植物、地衣類等が付着している場合は、できる限りこれを取り除くこと。ただし、除去することで土塀本体に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、発注者と取扱いを協議すること。

##### ウ 清掃・片付け

工事完了後、現場の清掃・片付けを念入りに行い、工事の影響を受けた施設等は原状に復旧すること。

### 8 変更及び協議

次に該当する場合は、施工を一時中止し、発注者と協議すること。

- (1) 設計図書と異なる構造が確認された場合
- (2) 想定以上の腐朽、虫害、沈下、傾斜、孕みが確認された場合
- (3) 旧状を示す痕跡、墨書、旧部材等が確認された場合
- (4) 既存材の再用可否について判断を要する場合
- (5) 工事範囲を変更する必要がある場合
- (6) 工法、使用材料を変更する必要がある場合
- (7) 新たな補強又は撤去が必要となった場合
- (8) 既存の不陸、歪み、傾き等を尊重する必要がある場合

### 9 廃棄物処理

工事に伴い発生する廃材、残土、破損瓦等は、関係法令に基づき適正に処理すること。ただし、文化財的価値を有する可能性のある部材は、発注者の確認を受けるまで処分してはならない。

### 10 完成図書

受注者は、工事完了後、次の書類を提出すること。提出部数は、紙媒体1部、電子データ1部とする。(①～⑤はA4サイズ・PDFデータ、⑥はA3サイズ・CAD及びPDFデータ)

書類	内容（様式は任意とする。）
①工事写真帳	着工前、施工中、完成、不可視部分（全景・部分、代表箇所）
②施工記録	工種別施工内容、施工日、施工者

③使用材料一覧	土、藁すさ、漆喰、瓦、木材等
④既存材記録	再用材、保存材、撤去材の区分
⑤変更記録	設計変更、協議事項、指示事項
⑥工事完成図	修理範囲図（補修箇所、取替箇所、再用箇所）

## 11 見積方法

設計図書に記載された内容を熟覧し、必ず現地を確認したうえで見積を行うこと。見積内訳書は参考とし、入札参加業者の責において内訳明細項目の作成及び数量の算定を行うこと。

## 12 その他

その他、仕様書に明記されていない事項及び内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の協議により決定する。

# 共通仕様書

## 1 総則

本仕様書は、宍粟市（担当部署・教育部社会教育文化財課）が発注する修繕工事（以下、工事という）の施工に適用するものとする。

## 2 工事期間

工事期間は、特記仕様書に示す期間とする。工事期間には、各種試験及び検査の期間とその手直し期間、発注者による検査、工事完了引き渡し時に必要な書類（特記仕様書による）の作成期間が含まれるものとする。

## 3 設計図書

### （1）設計図書の適応

工事の設計図書は、共通仕様書（本書）、質疑回答書、特記仕様書、設計図面、の他、以下の図書（以下、標準仕様書という）の最新版を適用する。

- ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- ②同上監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」

### （2）設計図書の優先順位

本工事の見積及び施工における設計図書の優先順位は、以下に挙げる順とする。

- ①質疑回答書 ②特記仕様書 ③設計図面 ④共通仕様書 ⑤標準仕様書

ただし、これらに相違又は疑義がある場合は、受注者は速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

## 4 関係法令等の遵守

受注者は、労働安全衛生法、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法その他関係法令、条例及び規則を遵守しなければならない。

## 5 施工体制

### （1）現場代理人等

受注者は、工事の施工に際し、必要に応じて現場代理人、主任技術者その他必要な技術者を適切に配置し、現場の管理及び連絡調整を適切に行わなければならない。

### （2）下請

受注者が工事の一部を下請に付する場合は、あらかじめ必要な書類を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

### （3）連絡体制

受注者は、施工中における緊急時に速やかに連絡が取れる体制を整備しなければならない。

## 6 施工計画

### (1) 施工計画書

受注者は、着工前に施工計画書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。  
施工計画書には、次の事項を含めるものとする。

①工事概要 ②施工方法 ③工程 ④安全対策 ⑤仮設計画 ⑥廃材処理方法

### (2) 工程管理

受注者は、工程を適切に管理し、工程に遅延のおそれが生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、協議しなければならない。

### (3) 事前確認

受注者は、施工前に現場を十分確認し、既設状況、搬入経路、作業上の制約その他必要な事項を把握しておかなければならない。

## 7 材料

### (1) 材料の品質

使用する材料は、設計図書に適合するものでなければならない。なお、発注者が必要と認めた場合は、品質証明書、試験成績書その他これに類する資料を提出すること。

### (2) 材料確認

発注者が求めた場合、受注者は、材料の見本、カタログ、製品仕様書その他必要な資料を提出し、その確認を受けなければならない。

### (3) 保管

材料は、損傷、汚損、変質等が生じないように、適切に保管しなければならない。

## 8 施工

### (1) 一般事項

施工は、設計図書及び発注者の指示に従い、丁寧かつ確実に実施しなければならない。

### (2) 既設部分の保護

受注者は、施工に当たり既設部分を損傷又は汚損しないよう、必要な養生を十分に行わなければならない。万一、既設部分に損傷、汚損その他不具合を生じさせた場合は、受注者の責任において、速やかに原状回復を行うこと。

### (3) 施工中の協議

現地条件により施工方法の変更を要する場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、その指示を受けなければならない。

### (4) 原状復旧

仮設物、養生材、搬入資材その他工事に伴い設置したものは、工事完了後、速やかに撤去し、施工前の状態に復旧しなければならない。

## 9 安全管理

### (1) 一般安全

受注者は、作業員の安全確保のため、必要な安全対策を講じなければならない。

### (2) 工事看板等

工事現場には各種法令等に基づき、工事名称、発注者、設計監理者、工事施工者名を示す看板（標示板）を作成し、飛散等がないよう安全な方法で設置すること。また近隣住民及び施設等利用者に対して、工事状況・工程等をお知らせする工事説明板を作成し、外部から見やすい位置に掲示すること。看板等の設置費用は全て受注者の負担とする。

### (3) 第三者災害防止

受注者は、施設利用者、通行者、近隣住民その他第三者に危険が及ばないように、立入禁止措置、誘導員の配置、注意表示等、必要な措置を講じなければならない。

### (4) 事故発生時等の対応

事故、災害、苦情その他の事象が発生した場合は、受注者は直ちに応急措置を講じるとともに、発注者へ報告し、指示を受けなければならない。

## 10 環境保全・廃棄物処理

### (1) 騒音・振動・粉じん

受注者は、騒音、振動及び粉じんの発生を可能な限り抑制するため、必要な対策を講じなければならない。

### (2) 廃材処理

受注者は、工事に伴い発生する廃材及び発生材を、関係法令に従い適正に処理しなければならない。なお、不法投棄、野外焼却その他不適切な処理を行ってはならない。

### (3) 汚損防止

受注者は、周辺道路、施設、植栽その他の既設物を汚損しないよう、必要な措置を講じなければならない。

## 11 写真・記録

### (1) 施工写真

受注者は、施工前、施工中及び施工後の状況が確認できる写真を撮影し、整理の上、発注者に提出しなければならない。

### (2) 記録

受注者は、施工内容、使用材料、数量変更その他必要な事項について、記録を適切に整理し、保存しなければならない。

## 12 検査・引渡し

### (1) 完成検査

受注者は、工事完了後、発注者の完成検査を受けなければならない。

(2) 是正

完成検査において不良箇所その他の指摘事項があった場合は、受注者は自己の責任において、速やかに是正しなければならない。

(3) 引渡し

受注者は、完成検査に合格した場合、必要書類を提出のうえ、発注者に成果物を引き渡さなければならない。

13 その他

(1) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

(2) 法令等の優先

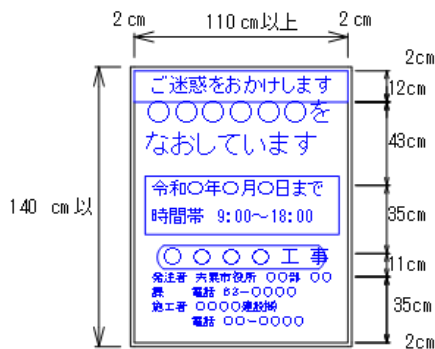
本仕様書と関係法令等の内容が相違する場合は、関係法令等を優先するものとする。

付記

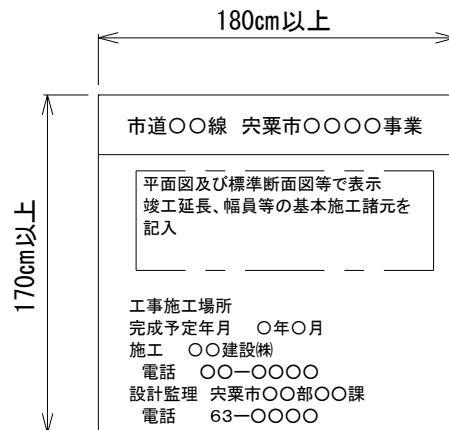
その他、本仕様書に明記のない事項については、特記仕様書に定めるものとする。

工事看板等：参考図

<工事標示板を明記する工事看板例>



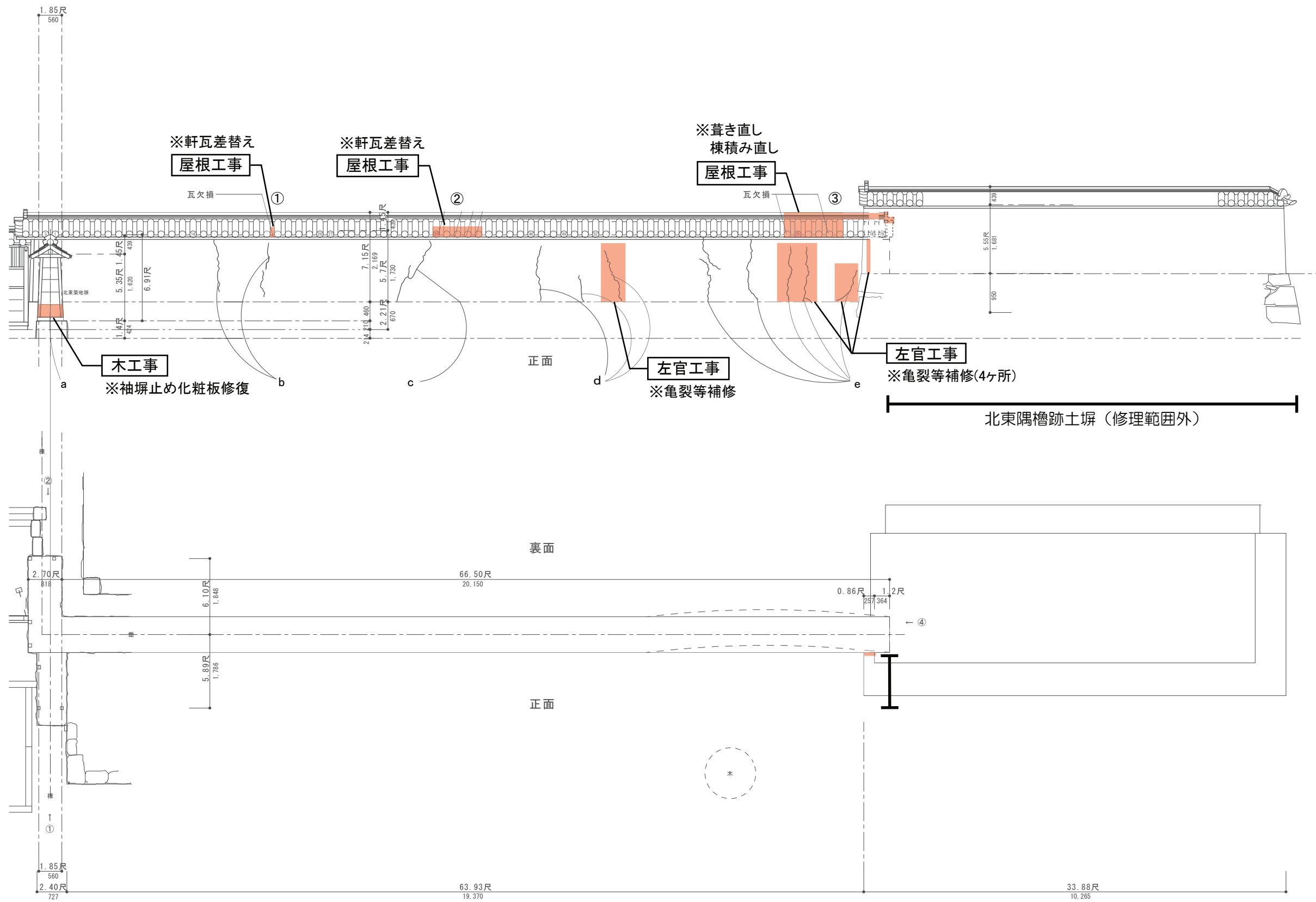
<工事標示板を明記する工事看板例>



- (注) (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、下地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

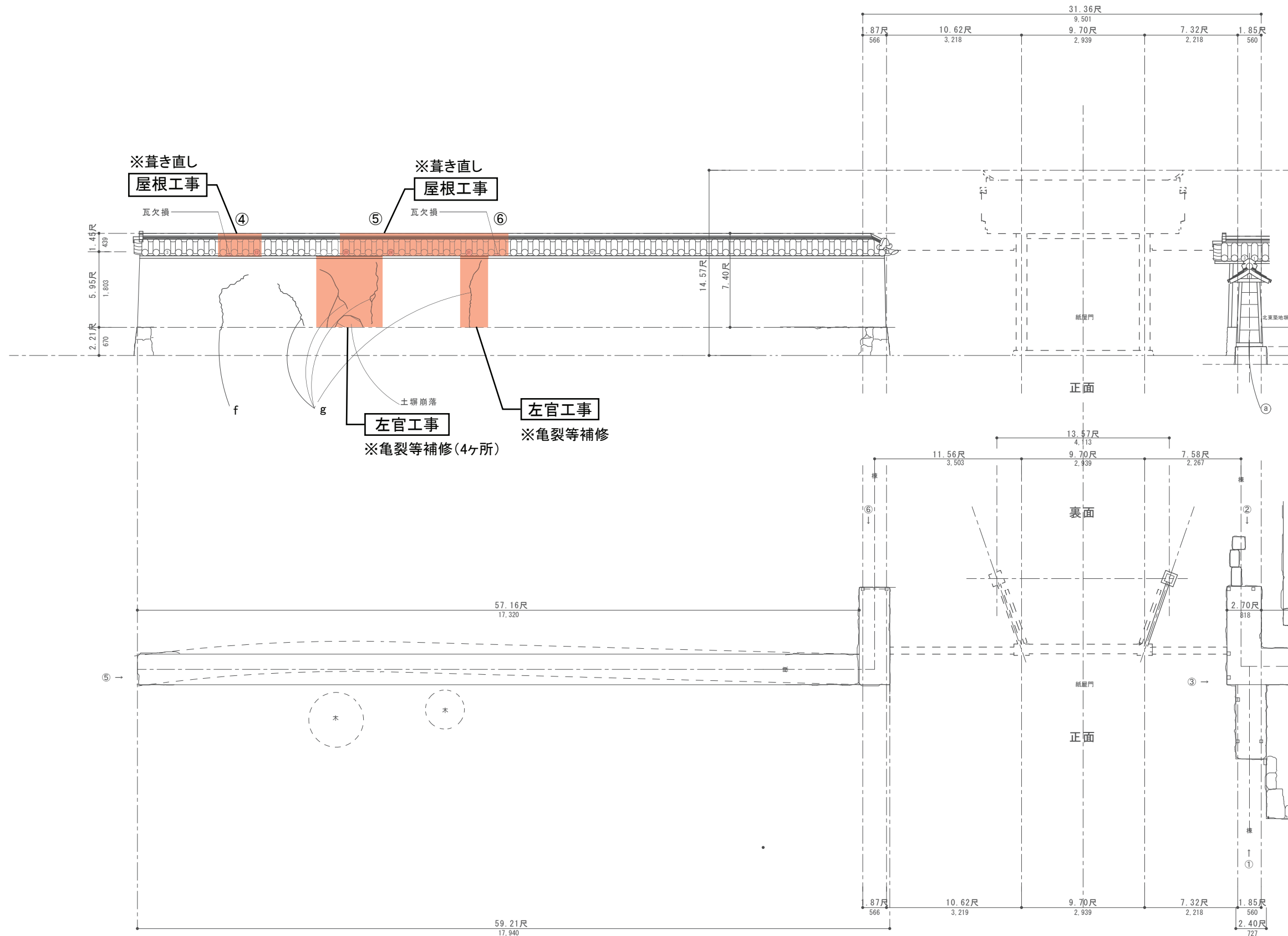
(注) (1) 看板設置箇所を決定し、平面図の方向が現場の方向と合うよう調整する。





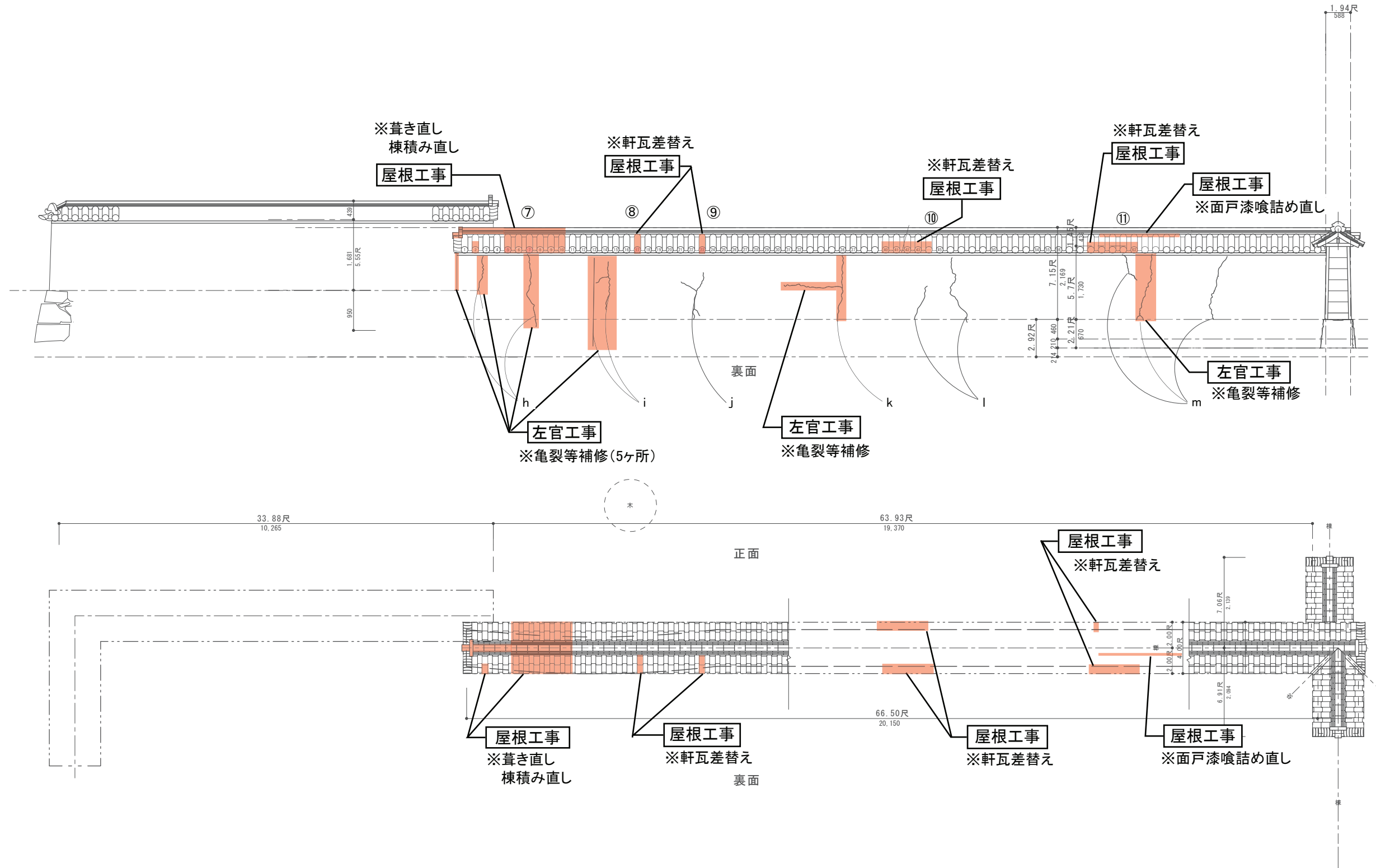
- ① 断面の番号を示す
- ④ 写真の番号を示す
- 破損瓦を示す
- ◎ 家紋のちがう瓦を示す

特記事項	変更記録	設計年月日	市指定文化財紙屋門保存修理工事	JOB NO	DRAWING	一級建築士事務所 造計画
			北東立面・平面図	DRAWING NO	CHECK	
			SCALE 1 : 100			

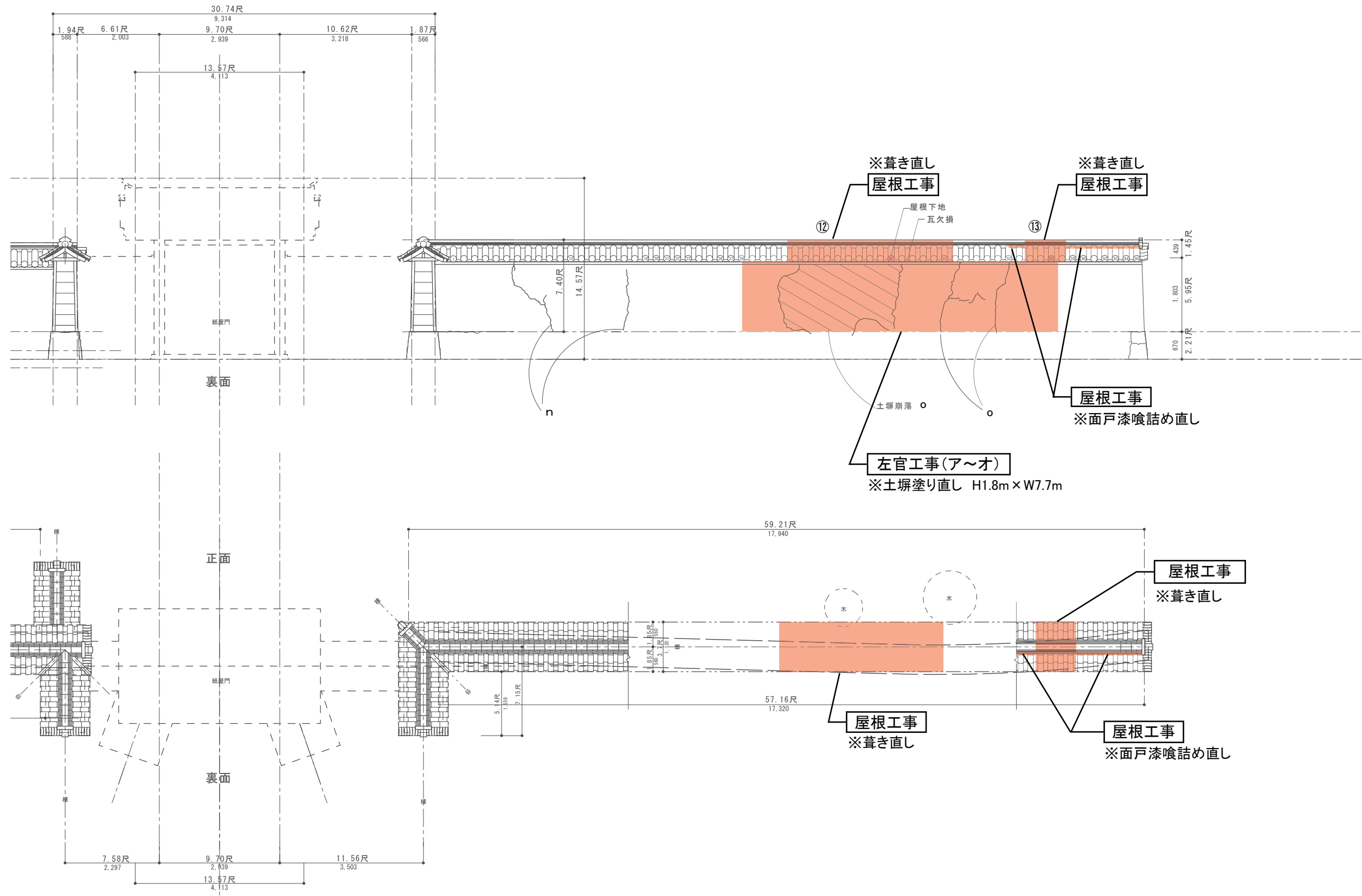


- ① 断面の番号を示す
- ② 写真の番号を示す
- ⊙ 破損瓦を示す
- ⊙ 家紋のちがう瓦を示す

特記事項	変更記録	設計年月日	市指定文化財紙屋門保存修理工事	JOB NO	DRAWING	一級建築士事務所 造計画 1級建築士第262151号 高橋美佐子
			南東立面・平面図	DRAWING NO	CHECK	
			SCALE 1 : 100			



特記事項	変更記録	設計年月日	市指定文化財紙屋門保存修理工事	JOB NO	DRAWING	一級建築士事務所 造計画
			北西立面・屋根伏図	DRAWING NO	CHECK	
			SCALE 1:100			



④ 写真の番号を示す  
 ◎ 破損瓦を示す  
 ⊙ 家紋のちがう瓦を示す

特記事項	変更記録	設計年月日	市指定文化財紙屋門保存修理工事	JOB NO	DRAWING	一級建築士事務所 造計画 1級建築士第262151号 高橋美佐子
			南西立面・屋根伏図	DRAWING NO	CHECK	
			SCALE 1:100			



01

山崎藩陣屋門と左右の土塀

全景

※諸注意

以下、各部の代表的な箇所の写真を掲示する。

本写真帳は損傷等の状態を網羅したものではありませんので、必ず現地において状態を確認すること。



02

山崎藩陣屋門と左右の土塀

北東（正面）

図面位置 a

木工事

袖塀止め化粧板破損



03

山崎藩陣屋門と左右の土塀

北東（正面）

図面位置 a

木工事

袖塀止め化粧板破損





10

山崎藩陣屋門と左右の土塀



北西（裏面）

図面位置 i

左官工事

壁亀裂

Horizontal lines for notes.

11

山崎藩陣屋門と左右の土塀



北西（裏面）

図面位置 k

左官工事

壁亀裂

Horizontal lines for notes.

12

山崎藩陣屋門と左右の土塀



北西（裏面）

図面位置 m

左官工事

壁亀裂

Horizontal lines for notes.



16

山崎藩陣屋門と左右の土塀



北東(正面)

図面位置 ②

屋根工事

軒丸瓦破損

平瓦破損

Blank lined area for notes corresponding to image 16.

17

山崎藩陣屋門と左右の土塀



北東(正面)

図面位置 ③

屋根工事

軒丸瓦破損

棟瓦ズレ

Blank lined area for notes corresponding to image 17.

18

山崎藩陣屋門と左右の土塀



南東(正面)

図面位置 ④

屋根工事

軒丸瓦破損

平瓦破損

Blank lined area for notes corresponding to image 18.

19

山崎藩陣屋門と左右の土塀



南東(正面)  
 図面位置 ⑤  
 屋根工事  
 軒丸瓦破損  
 棟瓦ズレ  
 面戸漆喰剥離

20

山崎藩陣屋門と左右の土塀



南東(正面)  
 図面位置 ⑥  
 屋根工事  
 軒丸瓦破損  
 棟瓦ズレ  
 面戸漆喰剥離

21

山崎藩陣屋門と左右の土塀



北西(裏面)  
 図面位置 ⑦  
 屋根工事  
 軒丸瓦破損  
 平瓦破損  
 棟瓦ズレ  
 鬼瓦ズレ



25

山崎藩陣屋門と左右の土塀



南西（裏面）

図面位置 ⑪

屋根工事

軒丸瓦ズレ

面戸漆喰剥離

26

山崎藩陣屋門と左右の土塀



南西（裏面）

図面位置 ⑫

屋根工事

軒丸瓦破損

平瓦破損

棟瓦ズレ

27

山崎藩陣屋門と左右の土塀



南西（裏面）

図面位置 ⑬

屋根工事

軒丸瓦破損

面戸漆喰剥離

令和 8 年度 穴粟市指定文化財山崎藩陣屋門と左右の土塀保存修理 【参考見積書】

工事番号 穴教社修第080002号

施設名 山崎藩陣屋門と左右の土塀

工事箇所 穴粟市山崎町鹿沢 地内

本資料は参考とするもので工事請負契約書第1条に定める設計図書ではないため、数量・規格の相違や記載が無い場合であっても必要事項は全て受注者の責により実施すること。



穴 粟 市

工 事 費				工 事 概 要	
	実施	変更	増減額		
設 計 額 (うち消費税相当額) 〔基準適用〕 (令和8年6月1日)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	1 直接仮設工事	1 式
請 負 額 (うち消費税相当額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	2 土塀修繕工事	1 式
執行方法	請負		施工期限	令和8年12月18日 限	
(起工又は、変更の理由)					

No	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
		宍粟市指定文化財山崎藩陣屋門と左右の土塀保存修理					
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	土塀修繕工事		1.0	式			
		直接工事費 計					
	共通費						
	共通仮設費		1.0	式			
	現場管理費		1.0	式			
	一般管理費		1.0	式			
		共通費 計					
		工事価格 計					
		消費税相当額	10.0	%			
		合計					



No	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
2	土塀修繕工事						
	(1) 屋根工事						
	既存瓦撤去		8.0	m			
	軒丸・平瓦葺き直し	材料費共	8.0	m			古瓦再利用
	棟半丸・熨斗瓦積み直し	材料費共	8.0	m			古瓦再利用
	軒丸瓦復元新調		60.0	本			古体の立葵紋瓦から筈取り
	(2) 左官工事						
	既存壁土剥離・撤去	H1.8m×W7.7m (切込含む)	13.86	m <sup>2</sup>			
	大班直し	H1.8m×W7.7m 材料費共	13.86	m <sup>2</sup>			
	中塗り	H1.8m×W7.7m 材料費共	13.86	m <sup>2</sup>			
	砂漆喰塗り	H1.8m×W7.7m 材料費共	13.86	m <sup>2</sup>			
	漆喰塗り・仕上げ	H1.8m×W7.7m 材料費共	13.86	m <sup>2</sup>			
	亀裂・浮き・剥離補修	材料費共	1.0	式			
	(3) 木工事						
	袖塀止め化粧板修復	材料費共	1.0	式			
	(4) 廃材処分						
	廃材処分費	工事廃材処分	1.0	式			
	計						
	改め						